電気供給業を行う法人の事業税は「収入金額課税」になります。

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準は、当該事業年度の「収入金額」とされています。

電気供給業とは、需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者に電気を供給する事業をいいます。現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かを問いません。

電力会社が行う電気供給業のほか、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなどを利用した再生可能エネルギー売電事業も該当します。

ただし、電気供給業を行う予定であるが、施設建設中等で電気供給を開始していない事業年度については、所得等課税(資本金1億円を超える法人は付加価値割及び資本割を含む。)となります。

なお、令和2年度税制改正により、発電事業及び小売電気事業に係る法人事業税について、資本金の額または出資金の額が1億円超の普通法人にあっては、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金の額または出資金の額が1億円以下の普通法人等にあっては、収入割額及び所得割額の合算額によってそれぞれ課することとなりました。

課税標準となる収入金額の算定

課税標準となる収入金額 = 収入すべき金額の総額 - 控除すべき金額

収入すべき金額の総額

※ <u>新型コロナウイルス感染症に係る各種給付金等の取扱いについては、</u> 管轄の県税部へお問い合わせください。

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。

原則として、電気事業会計規則による収入(電気会計規則の適用がない場合は、これに準ずる方法により計算した収入)であり、電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含みます。

主なものは以下のとおりです。

〇各種電灯料収入 〇各種電力料収入(新エネルギー等電気相当量を含む。)

〇遅収加算料金〇せん用料金〇電球引換料〇配線貸付料〇諸機器貸付料〇受託運転収入

○諸工料 ○水力又はかんがい用水販売代等の供給雑益に係る収入

〇設備貸付料収入 〇事業税相当分の加算料金 等

※料金と併せて収入する消費税の金額は、収入金額に含めません。

ただし、このうち、免税事業者等で消費税として納税しない金額については、収入金額に含めてください。

控除すべき金額

控除すべき金額の主なものは以下のとおりです。

- 〇国又は地方団体から受けるべき補助金 〇固定資産の売却による収入金額
- 〇保険金 〇有価証券の売却による収入金額 〇不用品の売却による収入金額
- 〇受取利息及び受取配当金 〇需要者等から収納する工事負担金等
- 〇電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電 気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- 〇電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第16条の賦課金
- 〇損害賠償金 〇投資信託に係る収益分配金 〇株式手数料 〇社宅貸付料 等

税額の計算

〇 法人事業税

| 区分 | | 所得等の区分 | 税率 | | | |
|---------------------------------|---|-----------|------------------|---------------------------|--------------------------|-------------------|
| | | | H26.9.30 以前開始 | H26.10.1~R1.9.30 の間に開始 | R1.10.1~R2.3.31 の間に開始 | R2. 4. 1 以後に開始 |
| 電気供給業(発電事業・小売電気事業を除く) | | 収入金額 | 0. 7% | 0. 9% | 1. 0% | |
| 電気供給業で発 電事業又は小売電 気事業を行う法人 | 資本金の額または出資金の 額が1億円超の法人 (外形標準課税法人) | 収入金額 | 0. 7% | 0. 9% | 1. 0% | 0. 75% |
| | | 付 加 価 値 額 | _ | | | 0. 37% |
| | | 資本金等の額 | _ | | | 0. 15% |
| | 資本金の額または出資金の 額が1億円以下の法人 | 収入金額 | 0. 7% | 0. 9% | 1. 0% | 0. 75% |
| | | 所 得 金 額 | | | | 1. 85% |

R1.10.1以後開始する事業年 度より、特別法人事業税が導

○ 地方法人特別税または特別法人事業税

| 課税標準の区分 | | 税率 | | | |
|-----------------------------------|--------|------------------|---------------------------|--------------------------|----------------|
| | | H26.9.30 以前開始 | H26.10.1~R2.9.30 の間に開始 | R1.10.1~R2.3.31 の間に開始 | R2.4.1 以後開始 |
| 電気供給業(発電事業・小売電気事業を除く) 法人事業税の税額 | | 010/ | 42.00/ | 20.00/ | 30. 0% |
| 電気供給業で発電事業又は小売電気事業を行う法人 | (収入割額) | 81% | 43. 2% | 30. 0% | 40. 0% |

電気供給業と所得等課税事業を併せて行う場合

| | 算定方法 | 算定の詳細 | | |
|----|--|--|--|--|
| 原則 | 電気供給業と所得等課税事業を併せて 行う法人の事業税額は、各事業部門毎に それぞれ課税標準額及び税額を算定し、 その税額の合算額となります。 | 〇両事業部門に共通する収入金額又は経費がある場合 これらの共通収入金額又は共通経費を 両部門の売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分した額により所得課 税事業の所得又は付加価値額を算定します。 | | |
| 例外 | 従たる事業が主たる事業に比して社会 通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、主たる事業の 附帯事業として行われていると認められる 場合は、従たる事業を主たる事業のうちに 含めて主たる事業に対する課税方式に よって課税標準額及び税額を算定すること ができます。 | 〇「軽微なもの」の判定は、その実態に即して行うべきものですが、一般に当該事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と権衡を失しないものとされています。 〇「附帯事業」とは、主たる事業の有する性格等によって必然的にそれに関連して考えられる事業をいいますが、それ以外に主たる事業の目的を遂行するため、又は顧客の便宜に資する等の理由によって当該事業に伴って行われる事業も含まれます。 | | |

※福島県における共通する収入金額又は経費について 平成29年4月1日以後開始する事業年度分から「売上金額」によりあん分した額 により算定してください。

申告書に添付する書類

電気供給業を行う法人については、申告書に添付する書類と併せて次の書類の添付が必要となります。

- 〇収入金額に関する計算書(第6号様式別表6)
- ○貸借対照表及び損益計算書
- 〇法人税法施行規則様式別表4
- 〇収入金額の算定の基礎資料

(所得金額の計算書(付表1)、経費に関する計算書(付表2)等)

I IHA A ACAT HARRANA ITEM

収入割を申告する法人で事業年度が6月を超える場合には、法人事業税の中間(予定)申告が必要です。